

役員報酬規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人 シェア＝国際保健協力市民の会（以下会という。）定款第17条に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）に支給する役員報酬はこの規程の定めるところによる。

(報酬)

第2条 役員は常勤及び非常勤に関わらず、無給とする。ただし、使用人兼務役員については、会の「賃金規定」に基づき職員分の給与を支給する。

(実費弁償)

第3条 役員には、その職務執行に必要な費用（旅費等）を弁償することができる。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

付則

平成26年9月26日から実施する。

貸金規程

特定非営利活動法人シェア＝国際保健協力市民の会

令和2年9月

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、就業規則第43条（賃金）の定めに基づき、職員の給与に関する事項を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第3条（適用範囲）に定める職員に適用する。ただし、海外の現地採用の職員またはパートタイマー等の就業形態が特殊な勤務に従事するものについては個別労働契約によるものとする。

(賃金の支給範囲)

第3条 賃金とは、職員の労働の代償として支払われるすべてのものをいう。したがって、職員が労働しないときは別段の定めによる場合のほか賃金を支払わない。

第 2 章 賃 金

第1節 賃金の支払いと計算

(賃金の支払方法)

第4条 東京事務所では、賃金は本人の指定口座に振り込む。海外派遣職員は、勤務地手当を現地通貨または米ドルで直接渡し、その他を日本国内の指定口座に振り込むものとする。

(賃金の控除)

第5条 次に掲げるものは、賃金から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料（介護保険料を含む。）の被保険者負担分
- (4) その他 労使協定により賃金から控除することとしたもの

(賃金の計算期間及び支払日)

第6条 賃金は、当月1日から起算し、当月末日に締め切って計算するものとするが、残業手当を除いた分を当月25日に支払い、残業手当を翌月25日に支払うものとする。

ただし、賃金支払日が休日にあたるときは、その前日に支払う。また、賃金計算および支払処理後に欠勤等の理由で調整が必要になった場合は、翌月分で調整する。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、職員（本人が死亡したときはその者の収入によって生計を維持されていた者）の請求により、賃金支払日以前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

- (1) 本人の死亡、退職、解雇のとき
- (2) 本人のやむを得ない事由により、早急に費用を必要とする場合で、会が承認するとき

(賃金の計算方法)

第7条 賃金の計算は次の方法で行う。

- (1) 欠勤により、所定勤務時間の全部を休業した場合は、その休業した時間に対する賃金を支給しない。
- (2) 賃金締め切り期間の途中で入職、退職、休職又は復職した者の賃金は、日割りで支給するものとする。

前項1、2における計算は次の算式により行う

① 欠勤控除

$$\frac{\text{基本給}}{\text{その月の所定労働日数}} \times \text{不就労日数}$$

② 日割り計算

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{所属事務所のその月の所定労働日数}} \times \text{出勤日}$$

(休暇休業等の賃金)

第8条 就業規則第22条（年次有給休暇）及び就業規則第23条（特別有給休暇）に定める休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

2 次の休暇及び休業期間等は無給とする。

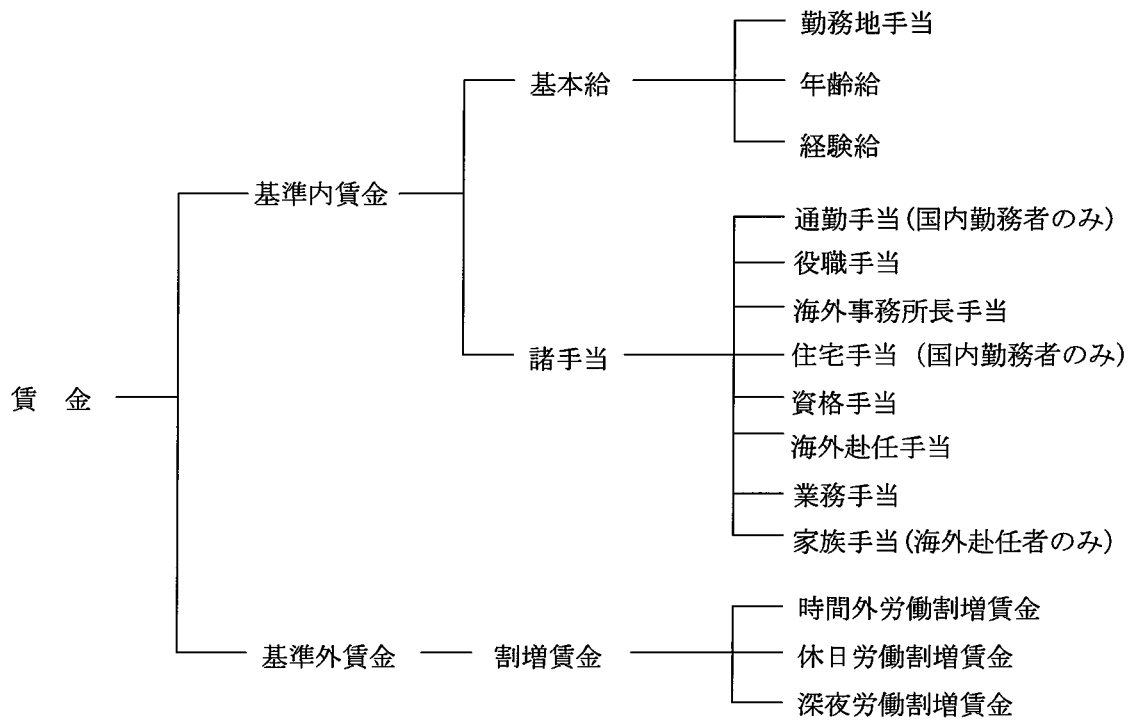
- (1) 産前産後休業
- (2) 育児・介護休業期間
- (3) 育児時間
- (4) 生理日の措置の日又は時間
- (5) 母性健康管理のための休暇等の時間

- (6) 公民権行使の時間又は日
 - (7) 就業規則第31条（休職期間）に定める休職期間
- 3 会の責めに帰すべき事由により、休業したときは、休業手当を支給する。休業手当の額は、1日につき平均賃金の6割とする。

第2節 月例賃金

(賃金の構成)

第9条 賃金の構成は次のとおりとする。



(基本給)

第10条 基本給は定額賃金制とする。本人の学歴、能力、経験、作業内容などを勘案して各人ごと、次のとおり基準を定める。

基本給の構成		
①勤務地手当	東京	130,000円
	カンボジア	660 \$
	東ティモール	856 \$
②年齢給	22歳以下	70,000円
	23歳以上	1,000円 × (年齢 - 22) + 70,000円
③経験給	20年以下	3,000円 (×年数)
	21-25年	2,000円 (×年数)
	26年以上	1,000円 (×年数)

2 ただし、最低賃金は1ヶ月120,000円とする。

3 ③経験給に関して、業務に関係する大学院の在学期間に限り、修士課程は3年、博士課程は3年間を限度として経験年数に勘定する。なお、経験給の算定に際して、原則として1年未満の勤務経験は経験年数に算入しないが、募集職種および業務に直接関係ある6か月以上の勤務経験については原則0.5年とし、別途個別に検討の上対象とすることができる。

(諸手当)

第11条 諸手当の内容は次のとおり支給する

(1) 通勤手当

通勤手当は、通勤距離が片道2Km 以上のものに支給し、かつ公共交通機関を利用する者に対し支給する。ただし、通勤の経路及び方法は、最も経済的かつ合理的であると会が認めたものに限ることとし、30,000円を限度として支給する。通勤手当の金額は次のとおり定める。海外派遣職員については、通勤に必要な全額を会が負担する。

- ① 1ヶ月通勤手当の限度額 . . . 30,000円
- ② 1日の通勤手当限度額 . . . 2,000円

(2) 役職手当

事務局の管理職にある者に支給する。役職手当の金額は代表が個別に決定するものとする。

(3) 海外事務所長手当

海外事務所の代表の職にある者に支給する。海外事務所長手当の額は次のとおりに定める。

海外事務所長手当	月額 10,000円
----------	------------

(4) 住宅手当

職員が主として家賃を払っている場合に、賃貸借契約書を確認した上で住宅費の補助として支給する。シェアハウス利用の場合も契約者を確認するものとする。住宅手当の金額は次のとおりに定める。

東京事務所	実際に支払っている家賃の半額まで。 単身者・家族持ち共に上限月額25,000円
-------	--

海外事務所は以下の上限金額まで可

国名	単身者	家族持ち
プノンペン事務所	月額 \$ 250	月額 \$ 400
ディリ事務所	月額 \$ 500	月額 \$ 500

(5) 資格手当

保健医療専門職(医師、看護師、保健師、助産師など)に関して、3年以上の実務経験がある者に支給する。資格手当の金額は、次のとおりに定める。なお、複数の資格を有していても資格手当は加算せず同額とする。

資格手当	月額 5,000円
------	-----------

(6) 海外赴任手当

海外に駐在する者に支給する。海外赴任手当の金額は次のとおりに定める。

海外赴任手当	月額 30,000円
--------	------------

(7) 海外赴任者の家族手当

海外赴任者のうち、配偶者を同伴する者で、配偶者が収入を得ていない場合には、次に定める金額(US \$ 200相当額)を支給する。

派遣国	金額
カンボジア	月額 \$ 200
東ティモール	月額 \$ 200

(8) 業務手当

職員に対する総支給額の調整のため、必要な場合に支給する。

派遣国	金額
カンボジア	月額 60,000円
東ティモール	月額 60,000円

(変更の届出義務、不正の届出)

第12条 家族状況に変更が生じたとき、また居住地変更の有無に関わらず、通勤経路を変更するときまたは通勤距離に変更が生じたときは、1週間以内に会に届け出なければならない。

- 2 前項の届出を怠ったとき、又は不正の届出により通勤手当その他の賃金を不正に受給したときは、その返還を求め、就業規則第46条（懲戒の事由）に基づき懲戒処分の対象とすることがある。

(割増賃金)

第13条 所定労働時間を超え、かつ法定労働時間を超えて労働した場合には、時間外労働割増賃金を、法定の休日に労働した場合には休日労働割増賃金を、深夜(午後10時から午前5時までの間)に労働した場合には深夜労働割増賃金を、それぞれ以下の計算により支給する。

- (1) 時間外労働割増賃金（法定労働時間を超えて労働させた場合）

$$\frac{\text{算定基準賃金}}{1 \text{ か月平均所定労働時間}} \times (1 + 0.25) \times \text{時間外労働時間数}$$

- (2) 休日労働割増賃金（法定の休日に労働させた場合）

$$\frac{\text{算定基準賃金}}{1 \text{ か月平均所定労働時間}} \times (1 + 0.35) \times \text{法定休日労働時間数}$$

- (3) 深夜労働割増賃金（午後10時から午前5時までの間に労働させた場合）

$$\frac{\text{算定基準賃金}}{1 \text{ か月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜労働時間数}$$

- 2 算定基準賃金とは、基準内賃金から通勤手当、住宅手当を除いたものをいう。

(賃金の改定)

第14条 基本給及び諸手当等の賃金の改定（昇給、降給、現状維持のいずれかとする。）については、国内勤務者は原則として毎年1月に行うこととし、海外派遣者は契約更新時に行う。改定額については、会の業績及び職員の勤務成績等を勘案して各人ごとに決定する。

- 2 昇給の資格者は勤続1年以上の職員とする。
- 3 前項のほか、特別に必要があるときは、臨時に賃金の改定を行うことがある。

第3章 期末手当

(期末手当)

第15条 期末手当は原則として6月と12月に支給する。支給額は会の財政状況を考慮して、代表理事が決定する。なお、財政状況によっては支給しないことがある。

- 2 支給対象期間は次の通りとし、支給対象者は支給時に在職している者で、対象期間に80%以上出勤した者とする。これに満たない者は、その応分額とする。なお、試用期間は対象期間に算入する。

支給月	評価対象期間
6月	前年10月1日から当年3月31日
12月	当年4月1日から当年9月30日

附 則

1. この規程は、平成31年1月1日より制定実施する。
2. この規則を改廃する場合には、職員代表の意見を聴き、理事会の承認を持って行う。
3. 改定履歴
 - ・ 令和2年3月1日 第6条（賃金の計算期間及び支払日）改定
 - ・ 令和2年9月6日 第10条（基本給）のうち、東ティモールの勤務地手当の改定

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 シェア＝国際保健協力市民の会	事業年度	令和3年1月1日～ 令和3年12月31日
-----	-----------------------------	------	-------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
運営会員受取会費	925,000 円
支持会員受取会費	3,040,000 円
受取寄附金	56,012,767 円
国庫補助金収入	34,866,170 円
民間助成金収入	15,258,501 円
啓発収入	1,747,173 円
受託事業収入	31,361,651 円
その他収入	4,027,082 円
受取利息	9,684 円
雑収入	127,571 円
	円
	円
	円
	円
合 計	147,375,599 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

基金預託金 「シェア国際保健基金」	2,460,000 円

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		34,866,170円	東ティモール日本NGO連携無償資金協力事業
		22,612,860円	カンボジア JICA 草の根事業
		20,000,000円	無指定寄付
		6,382,695円	赤い羽根福祉基金による在日外国人母子保健事業
		4,101,118円	COVID-19 感染者宿泊療養医師派遣事業

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		3,513,628円	東京事務所家賃及び水道光熱費
		2,558,919円	東ティモール保健教材印刷製本費
		1,530,763円	東ティモールディリ事務所家賃
		1,427,527円	東ティモールアタウロ事務所家賃
		1,041,488円	東ティモール船舶維持管理研修委託費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		JICA 研修講師謝金 マント教材作成	令和3.10.31	75,000円	
		東ティモール連事業 保険調査専門家業務	令和3.5.28 令和3.8.10 令和3.9.22	30,000円	
				円	

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
	20,000円	令和3年1月12日
	30,000円	令和3年1月17日
	20,000円	令和3年2月10日
	30,000円	令和3年2月24日
	20,000円	令和3年3月10日
	270円	令和3年4月12日
	20,000円	令和3年4月12日
	30,000円	令和3年4月13日
	20,000円	令和3年5月10日
	20,000円	令和3年6月10日
	100,000円	令和3年7月3日
	20,000円	令和3年7月12日
	20,000円	令和3年8月10日
	20,000円	令和3年9月10日
	20,000円	令和3年10月11日
	20,000円	令和3年11月10日
	50,000円	令和3年11月15日
	50,000円	令和3年12月10日
	20,000円	令和3年12月10日
	20,000円	令和3年12月10日
	70,000円	令和3年12月18日
	(620,270円)	
	99,000円	令和3年1月8日
	3,000円	令和3年1月20日
	3,000円	令和3年2月22日
	50,000円	令和3年3月12日
	3,000円	令和3年3月22日
	30,000円	令和3年4月16日
	3,000円	令和3年4月20日
	3,000円	令和3年5月20日
	3,000円	令和3年6月21日
100,000円	令和3年6月25日	
3,000円	令和3年7月20日	
3,000円	令和3年8月20日	

3,000 円	令和 3 年 9 月 21 日
3,000 円	令和 3 年 10 月 20 日
3,000 円	令和 3 年 11 月 22 日
50,000 円	令和 3 年 12 月 10 日
100,000 円	令和 3 年 12 月 10 日
3,000 円	令和 3 年 12 月 20 日
20,000 円	令和 3 年 12 月 22 日
(535,000 円)	
10,000 円	令和 3 年 6 月 21 日
10,000 円	令和 3 年 7 月 20 日
10,000 円	令和 3 年 8 月 20 日
100,000 円	令和 3 年 9 月 21 日
10,000 円	令和 3 年 9 月 21 日
2,500 円	令和 3 年 10 月 13 日
10,000 円	令和 3 年 10 月 20 日
67,343 円	令和 3 年 11 月 11 日
10,000 円	令和 3 年 11 月 22 日
100,000 円	令和 3 年 12 月 10 日
10,000 円	令和 3 年 12 月 20 日
(339,843 円)	
200,000 円	令和 3 年 4 月 20 日
5,000 円	令和 3 年 4 月 20 日
5,000 円	令和 3 年 5 月 20 日
5,000 円	令和 3 年 6 月 21 日
5,000 円	令和 3 年 7 月 20 日
5,000 円	令和 3 年 8 月 20 日
50,000 円	令和 3 年 9 月 21 日
5,000 円	令和 3 年 9 月 21 日
5,000 円	令和 3 年 10 月 20 日
5,000 円	令和 3 年 11 月 22 日
50,000 円	令和 3 年 12 月 10 日
5,000 円	令和 3 年 12 月 20 日
(345,000 円)	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支給期間等	支給金額
			給与	令和3年1月1日～ 令和3年12月31日	
			給与	令和3年4月1日～ 令和3年12月31日	
			給与	令和3年5月6日～ 令和3年12月31日	
			給与	令和3年1月1日～ 令和3年3月31日	
			給与	令和3年1月1日～ 令和3年3月31日	
			給与	令和3年1月1日～ 令和3年9月30日	
			給与	令和3年1月1日～ 令和3年9月30日	
			給与	令和3年1月1日～ 令和3年6月30日	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和3年 1月 1日 ～ 令和3年12月31日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
27人	10,644,337円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人シェア＝国際保健協力市民の会	チェック欄
-----	-------------------------	-------

3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること

イ 役員員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること

(1) 役員及びその親族等

(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること

ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

○

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	令和3年1月1日 ～令和3年12月31日	15人	0人	0%	2人	13.3%
②	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
③	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑥	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
⑦	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	<input checked="" type="radio"/> はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉖」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間(「㉑」から「㉖」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 シェア＝国際保健協力市民の会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		15人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳												
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							申請時	就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖			
本田 徹		理事		○								就任:平成13年 9月14日
仲佐 保		理事		○								就任:平成17年 4月1日
澤田 貴志		理事		○								就任:平成13年 9月14日
磯田 厚子		理事		○								就任:平成13年 9月14日
鈴木 直喜		理事		○								就任:平成15年 4月1日
高木 章子		理事		○								就任:平成31年 4月1日
高橋 志緒利		理事		○								就任:平成29年 4月1日
仁科 晴弘		理事		○								就任:平成13年 9月14日
本橋 栄		理事		○								就任:平成13年 9月14日
山口 誠史		理事		○								就任:平成27年 4月1日
湯浅 資之		理事		○								就任:令和3年 4月1日
横田 雅史		理事		○								就任:令和3年 4月1日
李 節子		理事		○								就任:平成19年 4月1日
高塚 直子		監事		○								就任:平成17年 4月1日
蓮尾 慶治		監事		○								就任:平成13年 9月14日

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人シェア＝国際保健協力市民の会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
仕訳日記帳	会計ソフト (会計王) 使用 ルーズリーフ	毎日	10年
総勘定元帳	会計ソフト (会計王) 使用 ルーズリーフ	毎日	10年
振替伝票	単票	毎日	10年
貸金台帳	給与ソフト (freee) 使用 データ保存	毎月	7年
在庫高推移表	エクセル使用 ルーズリーフ	毎月	10年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装订帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人シェア＝国際保健協力市民の会	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		○
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員等の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員等の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人シェア＝国際保健協力市民の会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		○
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限り。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人シェア＝国際保健協力市民の会
-----	-------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
○						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人シェア＝国際保健協力市民の会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		○

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	--

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	--

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ